○文部科学省告示第八十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十四年十二月二十八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
井上家住宅主屋	木造平屋建、茅葺（鉄板仮葺）、建築面積三五三平方メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅旧漉場	木造平屋建、瓦葺、建築面積三五三平方メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅二番土蔵	土蔵造二階建、瓦葺、建築面積三六平方メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅新土蔵	土蔵造平屋建、瓦葺、建築面積五七平方メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅表門	木造、瓦葺、間口二・八メートル、袖塀付	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅裏門	木造、瓦葺、間口二・〇メートル、袖塀付	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅外塀	木造、瓦葺、延長五五メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅庭門	木造、鉄板葺、間口一・四メートル、袖塀付	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一
井上家住宅庭塀	木造、鉄板葺、延長二三メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	千葉県我孫子市相島新田字堀前一

○文部科学省告示第八十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十六年七月二十三日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
積善館前新	鉄筋コンクリート造、木造三階建、鉄板葺、建築面積一四九平方メートル	平成九年文部省告示第百二十七号	群馬県吾妻郡中之条町大字四万四二三六―一
積善館廊下橋	木造、鉄板葺、長さ一二・六メートル、幅一五・五メートル	平成九年文部省告示第百四十一号	群馬県吾妻郡中之条町大字四万四二三六―一

○文部科学省告示第八十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年一月十九日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
円教寺摩尼殿	木造平屋建、瓦葺、建築面積四一九平方メートル	平成十一年文部科学省告示第百五十六号	兵庫県姫路市書写二九六八

○文部科学省告示第八十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年一月二十八日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
旧佐々虎呉服店（佐々木家住宅）店蔵	土蔵造二階建、鉄板葺、建築面積六四平方メートル	平成二十一年文部科学省告示第百五十九号	秋田県横手市増田町増田字中町九一

○文部科学省告示第八十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年二月十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
願念寺納骨堂（旧鶉小学校奉安庫）	石造平屋建、瓦葺、建築面積四・三平方メートル	平成十九年文部科学省告示第百四十三号	福井県福井市石新保町一八字下屋敷割三五

○文部科学省告示第八十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成三十年五月十四日

文部科学大臣　林　芳正